別記第１号様式の１（第５条関係）

（提出先）足立区長

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（防犯設備の設置）

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金について、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。あわせて、【誓約書】の内容を確認し、その内容に誓約します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 申請日 | 　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| ふりがな |  |
| 氏名 |  |
| 住所 | 足立区□　自己所有□　自己所有以外（必要に応じて所有者の同意を得てください。） |
| 電話番号 |  |
| 補助対象物品番号※１ |  | 補助金交付申請額※２、３ | 円 |

※１　支払額は裏面に記入

※２　当該年度の初回申請に限り、支払額から、別紙１の１の項から１８の項までの支払額を合算した額（以下「合算額」という。）に２分の１を乗じて得た額（その額に１,０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額（その額が２万円を超えるときは、２万円）。以下「加算額」という。）に当該支払額を合計額で除して得た率を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を、控除して得た額に、補助率を乗じて得た額（その額に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額（その額が補助上限額を超えるときは、当該補助上限額））＋加算額

※３　上記２以外の申請の場合は、支払額に補助率を乗じた補助上限額以内の額（１００円未満切り捨て）

【添付書類】

１　領収書の写し（申請者の氏名、領収書の発行者名、防犯設備の製品名（型番）、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額（税込み）、領収年月日等が記載されたもの）

２　申請者の本人確認書類（氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し

３　施工後又は設置後の写真

４　防犯カメラを設置する場合にあっては、当該防犯カメラの性能が確認できるカタログの写し、設置箇所が確認できる住宅全体の写真

５　防犯フィルム又は防犯ガラスを設置する場合にあっては、当該防犯フィルム又は防犯ガラスの性能が確認できるカタログの写し

６　録画機能付きインターホンの取付け又は交換をする場合にあっては、当該録画機能が動画又は静止画（準動画を含む。）のいずれであるかを確認できるカタログの写し及びＳＤカード等を挿入している写真（ＳＤカード等を挿入することにより動画による録画ができる機能を有するものに限る。）

７　その他区長が必要と認めた書類

【裏面あり】　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

【裏面】

別紙１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 補助対象 | 支払額 | 補助率 | 補助上限額 |
| 侵入盗対策 |
| 1 | 防犯カメラの設置　注１ |  | ２／３ | ４０,０００円 |
| 2 | インターホン連携型防犯カメラ　注１ |  | ２０,０００円 |
| 3 | ダミーカメラ　注１ |  | １,５００円 |
| 4 | 防犯ガラスの取付け又は交換※　中間膜が挟み込まれたガラス、強化ガラス、合わせガラス等に限る（網入りガラスは除く。）。 |  | ６６,６００円 |
| 5 | 防犯性能の高い玄関錠の取付け又は交換※　ディンプルキー、電子錠及び指紋認証錠に限る。 |  | ３３,３００円 |
| 6 | 防犯フィルムの取付け又は交換（ＣＰマークあり） |  | ２０,０００円 |
| 7 | 防犯フィルムの取付け又は交換（ＣＰマークなし）※　厚みが３５０ミクロン以上かつ素材がポリカーボネート等の耐衝撃性・耐久性に優れているものに限る。 |  | ２,０００円 |
| 8 | 面格子の取付け又は交換 |  | ２０,０００円 |
| 9 | センサーライトの設置 |  | ６,６００円 |
| 10 | ガラス破壊センサーの取付け又は交換 |  | ２,０００円 |
| 11 | センサー付きアラームの取付け又は交換 |  | ２,０００円 |
| 12 | 防犯砂利 |  | ２,０００円 |
| 13 | 玄関補助錠の取付け又は交換 |  | １,３００円 |
| 14 | 窓への補助錠の取付け又は交換 |  | １,３００円 |
| 15 | 録画（動画）機能付きインターホンの取付け又は交換　注３ |  | ３／４ | ７５,０００円 |
| 16 | 録画（静止画・準動画）機能付きインターホンの取付け又は交換　注３ |  | ３０,０００円 |
| 17 | 録画（動画）機能付きインターホンの取付け又は交換 |  | ２／３ | ６０,０００円 |
| 18 | 録画（静止画・準動画）機能付きインターホンの取付け又は交換 |  | ２５,０００円 |
| 特殊詐欺対策　注３ |
| 19 | ナンバー・ディスプレイ対応電話機 |  | ３／４ | ７,５００円 |

注１　侵入者が容易に認識できる形状であり野外に設置したものに限る。

注２　４～１８については、当該年度内にそれぞれ２項目までを対象とする。

注３　６５歳以上の者が属する者が居住する住宅に設置したものに限る。

注４　項目数の上限は、世帯を単位として計算する。

注５　項目ごとに個数の上限は設けず、合算した額を支払額とする。ただし、１５～１９については、１項目につき１品までを対象とする。

別記第１号様式の１の１（第５条関係）

【誓約書】

１　足立区内に住民登録があり、かつ、申請の対象となる住宅での居住の実態がある。

２　同一世帯で複数の申請をしていない（当該年度の初回申請時に限る。）。

３　申請者は、管理者、管理組合等、申請の対象となる住宅に居住する者以外の者ではない。

４　申請の対象となる住宅は、店舗、事務所等ではない。

５　共同住宅に設置する場合において、当該共同住宅の管理者等の同意を得ている。

６　賃貸住宅に設置する場合において、当該賃貸住宅の所有者、管理者等の同意を得ている。

７　カメラ機能が付いている機器の設置の場合において、当該機器の設置場所及び撮影範囲は、申請者の管理の及ぶ範囲内である。ただし、当該撮影範囲にやむを得ず申請者の管理の及ばない範囲が入ってしまう場合は、法令等に則り、当該範囲の住宅等の居住者等の同意を得、撮影された画像データを適正に管理をする等、近隣住民のプライバシー等に十分配慮している。

８　防犯設備の設置に係る工事費等を申請する場合において、当該設置に係る工事は、専門事業者が行っている。

９　転売・譲渡等を目的としていない。

10　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合などの理由により、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付要綱第１０条の規定に基づき交付決定の全部又は一部が取り消され、同要綱第１１条の規定により当該補助金の返還を求められた場合は、当該補助金を速やかに返還する。